令和８年（フ）第２３７号
群馬県伊勢崎市今泉町一丁目1163番地15
債務者　阿部　　司
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４２号
相模原市中央区相生２丁目９番７―106号
債務者　萩原　計宏
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第３８２号
相模原市中央区田名7197―11　プリムローズＣ301、住民票上の住所相模原市中央区矢部２丁目１番18号　ボヌール矢部302号
債務者　関口　泰敏
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　横浜地方裁判所相模原支部

令和８年（フ）第２１１号
静岡県沼津市西島町８番25号　シャルール・西島町、前住所静岡県沼津市南本郷町９番14号　南本郷町Ａハウス105号室
債務者　田中　　敦
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３７９号
大阪府松原市大堀３丁目８番６―201号、前住所大阪市平野区喜連西４丁目７番16号　ハイツカイザンＡ―１
債務者　山寄日出男
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５３３号
大阪府柏原市本郷２丁目２番20号
債務者　裏山　隼将
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第５９７号
大阪府富田林市清水町３番13―308号
債務者　岡本　国治
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６１５号
大阪府松原市天美我堂３丁目７番地
債務者　お多福こと　山本美惠子（旧姓本多）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６１７号
堺市堺区石津北町33番地１　ＫＳビル405号
債務者　小玉　寛次
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２１号
堺市堺区中永山園１番３―308号、前住所堺市南区鴨谷台１丁44番18―207号
債務者　平川　　凜
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６２６号
大阪府富田林市藤沢台二丁目２番288号
債務者　増村　純一
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６７３号
堺市西区津久野町３丁33番14号　エターナル津久野203号室
債務者　山下　真弓
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７０６号
大阪府高石市西取石３丁目３番10―210号
債務者　高田　琉輝
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７１７号
堺市南区鴨谷台１丁44番14―206号
債務者　細野　里美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３０号
堺市堺区出島海岸通１丁16番４号　ゴールデンパレス301号
債務者　山地　　肇
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７３９号
大阪府高石市東羽衣７丁目10番39号、住民票上の住所堺市堺区浅香山町１丁５番13号　８号
債務者　奥野　己吉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第７５４号
堺市南区茶山台２丁１番８―307号
債務者　山内ゆかり
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月１日まで
　　大阪地方裁判所堺支部破産係